

名古屋刑務所事件の悲劇 を繰り返さない

法テラス愛知法律事務所



愛知県弁護士会会員

大野 鉄平

Ono, Teppei

1 はじめに

法テラス愛知法律事務所は、名古屋市の中心部に位置する都市型のオフィスです。債務整理事件や家事事件、国選事件を満遍なく受任する事務所ではありますが、とりわけ特徴的な取組のひとつに受刑者や死刑確定者への法的支援があります。

今から20年ほど前、名古屋で刑務所改革の発端となった重要な出来事がありました。いわゆる名古屋刑務所事件です。2002年10月に革手錠を施用された2名の受刑者の死傷事件が明らかになると、その後の調査により、過去にも刑務官が受刑者の肛門に向けて消防用ホースで放水し直腸破裂で死亡させた事件があったことがわかりました。次々と発覚する受刑者の死傷事件が、世間に大きな衝撃を与えたことは言うまでもありません。名古屋刑務所におけるこれら一連の受刑者死傷事件が契機となり、刑事施設内の問題は国会審議でも広く取り上げられ、明治時代より実質的な改正がされることになかった旧監獄法が全面的に改正されるに至りました。

法制度は変わりましたが、刑事施設という閉鎖的な空間での人権侵害は残念ながら後を絶ちません。いくつもの命が奪われたあのような悲劇を二度と繰り返さない

という覚悟の下、当事務所では被収容者から日々寄せられる悲痛な声を聴き漏らさないための地道な努力を重ねています。本稿では、他の事務所ではあまりない取組の例として現在受任している刑務所事件の一部を紹介します。

2 戸外運動の禁止とカメラ室収容～8年ぶりの夕日～

徳島刑務所に服役する無期刑受刑者Aさんはもともと腰部・右足等に疾患がありました。移送前に勾留されていた拘置所では認められていた対処薬の使用等が徳島刑務所ではいずれも許可されず、Aさんの症状は急激に悪化していき、ついには決められた時間に戸外運動へ出ることも不可能になりました。車椅子などで戸外運動に出ることを許可してほしいと幾度も申し出ましたが、徳島刑務所は2021年3月までこれを許可しませんでした。このため徳島刑務所に入所してから約9年間、Aさんに戸外運動の機会が与えられることはありませんでした。加えてA

さんは入所から現在に至るまでカメラ室と呼ばれる単独室に収容されており、一挙一動が24時間監視下にさらされています。

カメラ室への収容は、受刑者のプライバシー権を著しく侵害するため各地の弁護士会による警告・勧告が相次いでおり、近年では必要性の乏しいカメラ室収容を違法と判断する裁判例も現れています。また戸外運動の禁止については、監獄法が改正される以前より複数の裁判所がその非人道性を指摘してきました。これらの根拠から、9年以上に及ぶカメラ室への収容や戸外運動の不実施などの違法を主張して、2021年5月に国家賠償請求訴訟を提起しました。

本件では提訴に先立ち、徳島刑務所において証拠保全を実施しています。この時の証拠保全では医療記録等の文書の検証だけでなく、Aさんの身体に対する検証も



事務所のメンバー（後列右が筆者、左は平賀宏典会員）

実施され、裁判官立会いの下、Aさんの身体を撮影しました。翌日、証拠保全の報告のためAさんと面会した際、Aさんの言葉に戦慄が走りました。

「身体撮影の部屋に行くとき渡り廊下で夕日を見た。」

「8年ぶりの夕日だった。」

徳島刑務所に入所してから8年以上の間、Aさんは単独室に閉じ込められ、外の空気に当たることさえ許されてきませんでした。「8年ぶりの夕日」というAさんの発言は、受刑者としての最低限の権利を認めない徳島刑務所における非人道的な処遇を表す言葉として、私の心の深淵に重く響きました。

3 写真撮影を伴う裸体検査

岐阜刑務所に在在する受刑者Bさんは、あるとき他の受刑者に暴行を加えた容疑で刑務官による取調べを受けました。その取調べで、Bさんは相手の受刑者から足の小指を踏み付けられ腹部を殴られるという暴行を受けたと訴えました。すると取調べ終了後にBさんは別室まで連行され、刑務官より全裸になることを命じられました。命令に従い全裸になると、刑務官はBさんの陰部や肛門に至るまで身体の隅々を写真撮影しました。

被収容者の身体検査は、実施態様によってはその羞恥心や名誉感情を害する度合いも大きく、殊に被収容者を全裸にしての身体検査については慎重な考慮が必要とされています。岐阜刑務所は写真撮影について、Bさんが暴行を受けたとする箇所の正確な特定及び身体状況の確認のために実施したと説明しています。しかし、Bさんは陰部や臀部についてまで暴行を受けたとは主張していません。岐

阜刑務所の説明を前提としても、下着を脱いで全裸の状態での身体検査を実施し、身体の写真撮影する必要はなかったはずで

す。Bさんからの依頼を受け、岐阜刑務所が保管する証拠を保全するため証拠保全を申し立て、岐阜刑務所において裸体写真等の検証を実施しました。そして証拠保全の結果を踏まえて、2022年1月7日付けで国家賠償請求訴訟を提起しました。本件は現在、岐阜地方裁判所に係属しています。

4 あの悲劇を繰り返さないために

旧監獄法が改正された後も、保護室収容中の受刑者の不審死は度々ニュースで報道されています。本稿で詳細を紹介することは控えますが、当事務所でも保護室収容中に死亡した受刑者の親御さんからの相談や、手錠で両手を拘束された状態で留置官から暴行を受けたという相談を承りました。くしくも2021年3月には、名古屋出入国在留管理局の施設で収容さ

れていたスリランカ人女性が嘔吐を繰り返して死亡するという痛ましい事件が発生しました。刑事施設に限らず、閉ざされた空間での暴力の危険は今この瞬間も続いているのです。

悲惨な死傷事件を二度と起こさないようにするためには、弁護士へのアクセス改善が必要不可欠です。被収容者の中には知的障害などの影響で上手に手紙を書くことができない方や、面会をしても被害の内容をわかりやすく伝えられない方が少なくありません。それでも彼らの訴えを無下に排除せず耳を傾けることで、声を上げることが難しい被収容者からのささいなSOSも見落とさない、より力強い法的援助が可能となるはず

です。誰もがいつでも弁護士に相談できる体制づくりは、被収容者に限らず社会的に弱い立場に置かれている人々の人権救済へとつながります。法テラスがそうした人々の不安に寄り添うセーフティーネットで在り続けるべく、今後も腐心してまいります。

声を上げることが難しい被収容者からの ささいなSOSも見逃さない

監獄における人権侵害は外部世界との隔絶と社会の偏見によって、これを救済することは容易ではなく、2005年の監獄法改正後も、深刻な人権問題は後を絶ちません。法テラスのスタッフ弁護士として被収容者の多くの人権事件を献身的に担当し、既に多くの成果を上げておられる大野さんは、関連する国際会議にも出席して日本の実情を紹介し、被収容者に対する司法アクセスの制度改善の最前線でも活躍しています。

2021年3月の京都コンGRESSでは、私がパネラーとなった二つのサイドイベントで、大野さんはモデレーターを務めました。流ちょうな英語を操り、国際会議を確実に司会進行させる大野さんの姿を見て、本当にうれしく思いました。「声を上げることが難しい被収容者からのささいなSOSも見落とさない、より力強い法的援助」を可能とするため、大野さんのこれからの取組に心から期待しています。

From 海渡 雄一（第二東京弁護士会会員）